

## 久万高原町地域学校協働活動推進事業実施要綱

令和3年3月31日  
教育委員会告示第2号

(趣旨)

第1条 この告示は、地域と学校が連携・協働し、地域全体で子供の成長を支えるとともに、地域の方々や企業団体等が参画し地域を創生する活動を推進する地域学校協働活動推進事業（以下「協働活動推進事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(実施主体等)

第2条 事業の実施主体は、久万高原町教育委員会（以下「教育委員会」という。）とする。

(事業内容)

第4条 協働活動推進事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 学習支援活動
- (2) 読み聞かせ活動
- (3) 環境整備
- (4) 登下校安全確保
- (5) 学校行事の開催
- (6) 前各号に掲げるもののほか、学校との協働活動の推進に関し必要な事項

(運営組織)

第5条 協働活動推進事業の運営方法等を検討するため、原則として実施校区において地域連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を置く。

2 連絡協議会は次に掲げる事項を掌握する。

- (1) 事業計画の検討及び実施に関すること。
- (2) 活動実績の検証及び評価に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、協働活動推進事業の実施に関し必要な事項に関すること。

(地域コーディネーター)

第6条 協働活動事業に地域コーディネーターを置く。

2 地域コーディネーターは、事業の円滑な運営及び総合的な調整等を行う。

(守秘義務)

第7条 事業に携わる者は、活動上知り得た情報や秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 事業に携わる者は、活動上知り得た情報を利用して、政治、宗教、営利等を目的とする行為を行ってはならない。

3 事業に携わる者は、その信用を失墜する行為をしてはならない。

(地域コーディネーターの謝金)

第8条 地域コーディネーターは無償とする。

(庶務)

第9条 協働活動推進事業の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、協働活動推進事業の実施に関し必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。